

第18条（内閣総理大臣による情報の収集、整理及び提供）

（内閣総理大臣による情報の収集、整理及び提供）

第十八条 内閣総理大臣は、公益通報及び公益通報者の状況に関する情報その他その普及が公益通報者の保護及び公益通報の内容の活用による国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

1 本条の概要

本条は、法の運用状況等に関する情報の収集、整理及び提供について、内閣総理大臣に努力義務を課す旨を規定するものである。

2 本条の趣旨

(1) 原始法の概要

公益通報がどのように活用されているかや、公益通報者がどのように保護されているかといった、法の運用状況等に関する情報提供については、原始法には特段の規定は設けられておらず、消費者庁がその所掌事務を行う上で必要と判断する場合に行われてきた（内閣府設置法第4条第3項第61号及び消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項第22号）。

(2) 通報対象事実を知った者に対して法の運用状況等に関する情報の提供等を行う必要性

消費者庁の調査によると、労働者が違法行為を知っても通報しない理由として、「通報しても改善される見込みがない」、「自分とは無関係である」、「労務上の不利益な取扱いを受けるおそれがある」、「通報する内容が法で保護される通報か自信がない」、「職場内で嫌がらせ等を受けるおそれがある」等が上位を占めているところ、こうした認識の根本にあるのは、法の内容及びその運用状況が適切に理解されていないことにあるものと考えられる。

このため、通報対象事実を知った者にとって参考となる、法の運用状況等に関する情報の提供等を適切に行うことにより、公益通報を促す必要がある。具体的には、法の内容はもとより、公益通報の内容の活用により通報対象事実の調査・是正が行われた事例、公益通報をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いを受けた公益通報者が法の適用により保護された裁判例等について、法第15条の規定による報告の徴収、法第17条の規定による関係行政機関への照会、事業者や弁護士会へのヒアリング、裁判例の調査等を行うとともに、一般の労働者等に分かりやすい形で整理し、提供する必要があるものと考えられる。

(3) 事業者に対して法の運用状況等に関する情報の提供等を行う必要性

消費者庁の調査によると、事業者における法の認知度については、全体では約60%が、従業員数50人以下では約30%が、「知っている」としており、従業員数が少なくなるほど低下する傾向にある（平成28年度民間事業者調査）。

法は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等を定めることにより、事業者が公益通報者の保護を図ることを期待している。そして、事業者が公益通報の内容を活用し、通報対象事実の調査・是正を行い、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを期待している。

しかしながら、事業者が法の内容及びその運用状況を適切に理解していなければ、公益通報者の解雇その他不利益な取扱いを差し控えることや、通報対象事実の調査・是正を行うことも期待し難い。

このため、事業者にとって参考となる、法の運用状況等に関する情報の提供等を適切に行うことにより、法の期待する行動を促す必要がある。具体的には、法の内容はもとより、公益通報の内容の活用により通報対象事実が適切に是正され、企業価値が保たれた事例（逆に、通報対象事実が適切に是正されず、企業価値が損なわれた事例）、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇その他不利益な取扱いの事実が認定されて事業者が敗訴した裁判例等について、法第15条の規定による報告の徴収、法第17条の規定による関係行政機関への照会、事業者や弁護士会へのヒアリング、裁判例の調査等を行うとともに、中小事業者にも分かりやすい形で整理し、提供する必要がある。

内閣総理大臣による情報の収集、整理及び提供に関する規定を設ける必要性

上記（2）及び（3）のとおり、通報対象事実を知った者や事業者に対し、法の運用状況等に関する情報の提供等を行い、法の期待する行動を促すことにより、法が目的とする公益通報者の保護及び国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図る必要がある。

そこで、こうした情報の収集、整理及び提供について、内閣総理大臣に努力義務を課すことにより、その適切な実施を確保することとされた。また、こうした規定により、事業者等から任意に情報を収集する場合において、その必要性について相手方の理解が得られやすくなることも期待される。

本条では、公益通報の状況（例えば、公益通報が適切に活用された事例等）や公益通報者の状況（例えば、公益通報者が保護された裁判例等）が例示として規定された。

○ 参照条文

[参考] 内閣府設置法（平成11年法律第89号）

（所掌事務）

第四条（略）

2（略）

第18条（内閣総理大臣による情報の収集、整理及び提供）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六十 （略）

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

六十二 （略）

[参考] 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）

（所掌事務）

第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一～二十一 （略）

二十二 公益通報者（公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第二項に規定するものをいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。）の保護に関すること。

二十三～二十六 （略）

2・3 （略）